ひだ古

五

淺草文庫

ひさこ

信濃何丸撰釋

序文の始末

愚考莊子ニ曰惠子謂莊子曰魏王貽我大瓠之種我樹之成而實五石以盛水漿其堅不能自拳也剖之以爲瓢則瓠落無所容非不呺然大也吾爲其無用掊之莊子曰夫子固拙於用大矣今子有五石之瓠何不慮以爲大樽而浮乎江湖而憂其瓠落無所容則夫子猶有蓬之心也又後漢書列傳曰費長房者汝南人也曾爲市掾有老翁賣藥懸一壺於肆須臾市罷輒跳入壺中市人莫之見唯長房於樓上觀之異因往

再拜奉酒脯翁知長房之意其神也謂之曰子明日可更來長房旦謂長房翁乃與俱入壺中唯見玉堂嚴麗又藻志ニ藻八水底の苔ニ志の深きをいふなり又元稹の詩ニ壺中天地乾坤外古の意を摘て書ニるなり江南北孤頑ニ江湖の人なきも則ちひさこ號をひさこと云なり

木のもとゆ汁ニ絵ニ書ニ花山院ゆ製ニ木瓜ト云ものとすきハ花の後ニ出ニ葉ニ花ハ白ニ赤ニ有ニ実ハ秋ニ成ニ一書ニ西上人のオハりニ猿蓑を見ニハ花山院ニ猿蓑をきすることを芭蕉ニ物語ニ古今集ニ俗人のわけて云ふる木の

とて祈むうけうく名塩ちりうり愚考八
口を閉て字人の心よりの手
月待て仮の門　裏の　日　石
歌　白浪ろ　稲の　ちやわさ
一書に仮の門裏に大嘗宮の時
懸記主記稲を献る
稲丹後国に始り懸記主記の稲の事手
載集に雲田の墨孔稲をさてはけと
ようあり　愚考日本紀　丸巻曰天武天皇
五年九月丙戌神皮奏曰為新嘗卜国郡
也斉忌則尾張国山田郡次丹波国河内郡
並食とて新嘗祭用明帝一年初稲を
神に供す是則新嘗と懸記主基の謬字
元千載集に大嘗宮主基方稲春歌丹波

国雲田をよみ刑部卿範兼なのめ作ちの
きたれまきたるあは代るまた雲田孔村の稲を
さてはけ
名のそうしに隆ちる　函
愚考奥雨村函五月函夕立林の雨とさ
ましに隆ちて此白雨函の様ちるり
法に曰同書に五白去中に作の事るけ
きた世白去てもきた鞍れけるよう袖を孔
毒の名に作の事ちるさまた時函孔白
ちてかるとて遠ひて附白嘗ひる格
別に此歌又かうに
千　部に心花の盛の一方　因
愚考手紙て聖武帝天平二十年七月
法華手紙を始て行ひ言田派おいて

千部修行の事を十代目吉上人覚正年中
下賜ありしを今の一分田より後して本山に
子重八上十日丑年八中十日の百
浄土の三部経を一部宛一日百人
まて修行上の十日を本尊の云中千部未永
とをく四十日の外に千部を又修行
後去御門院の御願所にして赤くも門流の
号を賜ふ上人信長公の制札あり

北礼所の事のつけ

愚考北礼の事花山法皇三十三所の観音
を巡拝しまつり後人皇礼所を巡るを勅云
埃嚢抄に信長山曰花山院出遊巡国を微
行しまつる去程に北礼をなるものなり
既紀寺を忘れる故なり不習紀伊国那智

山に修行英雄国谷坂に流る
然野に入りまして法をひろめ給ふ時に必花山上
一書に二所の白山形をとうつる
皇の御事なり
の御事なり　愚考花山法皇
一書に白川法皇なるべし
なるべし限られた白川法皇を保元記に熱心
御寺なりて四三年崩御数度の出家
遊八郎く意をまし山に入る人
に歌王丸年十一然一書に増護に出る一書
ようにならかさまに法をひろめ初めを叶て
白象寺紀の関寺　頌　本
一書に人続日本紀に曰菱吉人の古より紀列
白象の関寺独の嵯石を拾ひの女子吉人を
底を女の拾し号白象と成て化し去の

類聚吳無淫之書と云て　愚考此故ハ
此書ハ古書の注なり未考紀此
書ハ紀の関名と紀列と和泉
の境鹿山の関名山口庄司次郎の祭文
ハ　吳音なり元来名音と中を接
するなりて多くハ吳音と唱ふ此吳音
の書吳名後人の書しく解すしいれへ
を紀玉律玉と一字なるを元来帝勅
して玉く玉録庶郷の名二字を改補し
ものハ拾遺紀伊くハ改正此歌邪庶郷
を数多なり類名尚書曰父頑母嚚注ハ
云法なり徳義経ハ曰頑名凶智の形を
さまたさて次のなり酒てをけるなり云
なりと云紙　酒汁香ものの

傍考の一

双六の目を賭くまて書くこの双
六節日杭子紙ハきよけるものこの双
六を日記ものうもてするなるやみ
くきとうるあいハ火んをなりくこのけてう
くきのさいをさいをもてとうるまい
まれね　愚考名物古帳ハ曰倩双六
ハ曰西土より始り曹魏ハ流行し日本
双陸宋洪遵譜双云白木為盤闊可尺
計長尺五寸厚三寸刻其中為路置二
骰子於行間中撼而擲法盤上祝其
采以行為之女中五棋子供為先帰
一変去為勝僑人喜好之両人對居自
朝至暮不已倩親去亦移日不去亦の

朔より蓍に至りて止れり是日を換し
て去らんの初を元とし又双六の目を朱
四を唐玄宗揚貴妃と象戦の時童四
歩目に及て緋衣を給ふと又朱三を後
一象院白ゝと折る時童三筮に五
位を給ふ仆学集の暗文曰り我朝に
古位を給ふ一位朝臣大二すを十二月を
表し横七すを二位を七十二候の法を表
唯旧方有学 の 表
一巻の説 心所うと五行
愚考本朝遯史曰若此是に清原夏
雅卿何と義し者て米と論を此何に
に因て打る日の数を考て心を見る此何又
張しうるに若に又数を考て論おしれ

らの考を交志見るへしと又続学者集
に若此の許よりよれ多まへせまりと
いふを皆蓍に皆蓍に考きてよりすしに於
さめのうりかれ多らにおりてとなき
おの亀にてあきこの世冠をよれ多まへとよ
むへし皆を逆に論をなしとよみて勿へ
し此何法師のをしよれねを年せにす
こしと皆蓍に考きてよりまうしに論さ
くとうせこにてハ出ハなをさうまるふ
おをしとひまをせをと又右のぬくよみて云
ふへし是を学者と此をを咎て此数の交
を一巻の論と虚に作りするのあり
蓍龜のとからめ峠 戒 さり
愚考 新津より丹波一越す峠あり一里ばかり

名嶮岨よ狭く石高くして牛
馬の通ふ一きよりなれ　勝本掛峠と
いふとこのや
　枕のいろ宮ものそをもひそう
一書よ大塔文をもこの併るの一しと云
　さしらえし業よ　うれたくしの書
　庶盤の星北　太よ　おとさま
愚考亀山よいく業のみなりといふとくめ
むるよるきぶれ庶盤を併て第名を
亀山の業といふ古歌を活しる人此業と見
て庶盤とよひよりけるり此世よ古人の
股の中を刺てまくせうよいのちと
おこりあしそまとなるなしなるなる
又をとうしさハさうなるる名不旧記人名

名て勝名次第よ第名此見延りるく出し
名ける業一の産河まるるまうとをつハすのみ
　志母のさま　掾の下まて和見
成美曰示波の海上ちるきことさまハ二八と
とよむうよりとうやあるえ文の比為文郷名
さ月さま業名の海上のよハくえ波の心よ
のりて波らむ万葉詞飯の海のまハくなる
うう荒の子まてを見沙海士の詠
　遥より歌をを見ぬ子まして
　汗の魚をうつて衣をえ弱し
　志きりよ西をうちあけてる
愚考世法物語よ曰本院の侍従といふ女色
一物といふ女ありそまを好色第一といふ平仲
この君よ死ぬしと意しそまとすすしてをる

なるさまなれば五月の廿日ばかりまでうきてこそ
てありなれ今宵しも世のた敷とこの義さう
むと思ひてそうの人の掛金を借りしるる俳入
てしてとよりて髪をするとなる俗徒の思
中庭のうけをなるまでうといひて落るもの
折ぬきて形しるうまてしまるこそ平仲う
なやみるるみさを五月雨よりもおかるるめり此
俳るるを見よ三日目の雨なくむを徒ら年
仲の俳とちむ光を三日れ流りといふ

城下

愚考此猶書をるるてる一日を海作るる仏
ゆまとる教生と宵ゆの時を堪雅なるこ
又田舎ものの賦的と宵るるさまむるうさけ
まいはるや警吉角の徒るるて書るるるし

近年の名人の新の焼地の紙ようちふ
なりるるこそ見及るるそ恐特の罪人此上やなるしき

秋の夜長の物や おそうの声

女帝光心細きるおそはまて
愚考源学侍門のれ付良ふ将とい色好
み今宵ものもむとちきうまはは女いるうま
さうしてやちなるふちるるちに目さまして
夜やふけぬるむとおりふかるふ時まうす
者のちるれる宵ふ思三つとやまるるふ秋のふ
と一ひやわるる人古るる丑三つ今るるのす
よのおおるるきて宵美ふ見ゆやて移て
すきまるる此速歌拾遺和歌集ふ入物語の須
第を二る引ふるて附ふ
えるるまて岩屋ふ長さとめる

[illegible]函と[illegible]函と
愚考曰義上人の新古今集に見ゆる寂
莫の苔の岩屋の志[illegible]山笠の窟[illegible]の歌
の[illegible]日[illegible]の志[illegible]

雷車[illegible]の銭の拵女の[illegible]

一方[illegible]　丁　百の　銭

愚考曰銭[illegible]丁百[illegible]て銭の安き不[illegible]深
[illegible]曰文銭の通用[illegible]閑函数鑑に曰
唐玄宗皇帝安祿山[illegible]
[illegible]曰文運上すと[illegible]数幸実[illegible]出
[illegible]林玉露に曰玉[illegible]三月使征利剥下
緡銭出入元来以八十為陌每出銭陌必減其
三[illegible]後又為以子銭除五文本朝[illegible]和漢
三才図絵に云山傍と大津に関を[illegible]

[illegible]百文[illegible]二文[illegible]
の課役を元往返[illegible]曰文の不足と
又上於憲政の家老[illegible]玄[illegible]
代[illegible]元[illegible]の政[illegible]八代物を
九十六文[illegible]曰文の欠[illegible]銭[illegible]
始[illegible]見[illegible]日本銭[illegible]日本紀特統天皇八年
鑄銭司を置

古きもの[illegible]銭　[illegible]

愚考東鑑曰為後後[illegible]以奉[illegible]博奕[illegible]事
狂沙汰双六者於侍[illegible]去可[illegible]許[illegible]至下[illegible]
永可令停止[illegible]曰一[illegible]銭目勝以下[illegible]
無不論上下一向可[illegible]禁制[illegible]由被仰出也
[illegible]の歌[illegible]
[illegible]百[illegible]烏帽子[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

愚考百姓の白き[illegible]

淡路の慶帝より奪ひ[illegible]

より出す次き檀の浦より引[illegible]

この[illegible]の大岡寺縄を吹透し

成美曰大岡寺縄を素名[illegible]大岡家

の生国なり又一書に関と龜山との名を出て土

俗タイコなと淡音より関と又一書に水口なる

有又一書に関と龜山との名なりと云

板村の[illegible]

田代行隅に苗代[illegible]

一書に拳白集[illegible]

[illegible]

龜の甲烹らるゝ時の時を生

嗜牛糞に代[illegible]

一書に[illegible]

枯果[illegible]

成美曰根本律曰有二鷲共一鼈爲

春親友遇天大旱池水皆空鷲欲東西鼈

曰好自存活鼈曰汝去我何所依可相將往

去鷲曰汝銜一枝我口咬共去他國空中飛

遇人或見曰空中二鷲共銜一牛糞所鼈

曰不是牛糞用口落佛言如人口遇　愚考[illegible]

[illegible]

曰老龜烹不爛移禍於古素[illegible]話の意ハ呉

の孫権の時永康の民山に入て大龜を得

[illegible]山龜なり又秦龜と云故[illegible]卜龜に用

ゑろ為かくりふさる亀さる人ふ言て曰此度不
良にして君が為にとらると諸人是を怪し
むある人亀を呉王に献らむと欲して舟に
載てかへる夜越里といふ岸に舟をつなぎ
て泊りけるに桑の樹の夜中亀を呼て
云労せるかな元緒何ぞ捕るゝや亀答て云我
捕縶せられて将に烹らるべし（イクシツハ イヌシハリ）是
なそ烹すに足らむ南山の薪を尽すとも
我を爛すことあたはじ 樹の云呉に法
葛元遜なりけり我ごとき樹を求めて
烹む亀の云多くものいふなかれ禍汝に
及ぶべし 樹則黙す呉に至て王に献す孫権
命して是を烹さしむ薪万車を焼といへ
ども猶元のごとし諸葛恪を呼て是を

いふ元遜答て曰是を烹るに老桑を伐て
焚せよ忽爛むと献する人の曰亀と樹と問
答せしことを語る則彼樹を伐らしめて烹る
に立所に爛るとぞ 口ある鍋の門言ハ鍋
の根烹らるゝ附にあれど始もせし死してハ
ト亀の蓋なれどもとのに薫なり是牛糞の
勝に應ス又此事を東坡が坐右の銘に曰
坐中談笑、慎ニ桑亀一牛糞ハ亀の裏阿く

百姓の木棉まず人を多くの木て
愚考博物志に曰十一月十二月甲を蔵く
ものなとくらへすされど又木棉志ありて
多くの木てと紡ぎをもて少三と定め甚
毒氣を憚かるものなし

小ゐ をらゆる かへ岡の縄

愚考確考桓子新論曰伏羲制杵臼之利
後世加巧踐碓而利十倍也和漢文操曰
斷木為杵掘地為臼かゝ臼の縄上より下
けて力縄と次

独森て裏の間ひろき縁の角
陽婦養てきぬる行燈
秋萩の作前よりたち系坊を亢
風呂の加減のたのつくり

愚考傳ふ曰本式千句第二巻目は後連附
一ヶ不必有べし芭則後連附の結みて大切
の変る夫をかゝふ附合せるなり長句と
長句を附続句と続句を附る変間は
附前句牧ふ風呂すへて伝授口決なり
解さむる俳上の妙法なり

雀を蒔く　義の　ちくめき
一書に麦の餅の小麦を入る竜の名をちめ元
とゝ　左氏曰ちめきを竜を名とすゝむと
時先百舌をとゝむと形を百舌を古中ふ
うぢみ蒔てるを又を時を蒔とて籠に入て
木上に伏せて時するるその声を空
て安るの来らを元とと　愚考蒔て文学
を埋てまつる遠を元と　蟄啓と書に八ぬし
花の比蒔の日待に蒔と蒔て
一説に蒔こと蒔衣の俚言なりと云

蟬の　花や苗代　時の　角大　師

一書に元三大師なり角大師の名世に知
ふ所なし稲の苗に因の畔に関来りて花を
立蒔と因を蒔なり唐土なり天用の后稷茂

[illegible]我[illegible]賀の[illegible]魂を[illegible]
[illegible]より[illegible]三大師[illegible]　一書に田舎
[illegible]苗代の呪に角大師の札を行縄[illegible]
[illegible]　左に曰我伝流[illegible]
苗代の呪の性のかしこを串[illegible]して立
[illegible]　愚案宜[illegible]
井出の性のひかしこ[illegible]
[illegible]文を[illegible]
[illegible]　供の侍
須[illegible]物不自由[illegible]
愚考源氏須[illegible]の巻紫の上の[illegible]
て須[illegible]の侍[illegible]紫の上[illegible]格別の[illegible]
[illegible]文の[illegible]一[illegible]
[illegible]の巻の[illegible]

[illegible]の[illegible]筆[illegible]須[illegible]を[illegible]て紫
の上[illegible]三[illegible]の[illegible]

狐の[illegible]

愚考[illegible]書[illegible]
須[illegible]の円裏の[illegible]狐の裘を製[illegible]
白狐を[illegible]
[illegible]郎[illegible]
この家[illegible]狐の来て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

生を止むとなり此等種しの怪談ありなど
とも夫を當ちとしいふ所のものまでは不用なり此
獄を獄とよみるものを日本美美記に云武獄女
よ作して武人の書よ成て子をまうくを後よ
家の犬よ咬られ身をなやしたりまた
去て二度家よ入られ此時来(キツ)獄と名付
なりとこ夫よ一首の歌なり哀しやな我
戸よ松ちぬ玉垣をひそうよえていよ
しるぬよ獄を来ッ獄なりといふ訓なるものの
不謂よりや

ちる花よ雪誘引する春なりて
小野の宮殿よりゆかりなる
愚考雪誘を和歌始よ云千利休茶会
の時路次入の打雪をいとよて草履の裏

牛の皮をはけてくきうり扱此屏を天正十六年
大閤秀吉公北野ふ行ふて大茶湯を催したまひ
百間の長屋を建て大小名ども諭大會を
拵くされるとて雪誘ふ北野の馬場を併て
二ヵの間ふ茶湯を持せるものなり
神社考曰北野天神者右大臣道實公之霊
也昌泰四年正月二十日左遷筑紫延喜三年
二月廿五日薨于配所葬于安樂寺天慶三年
菅霊託七条坊城女文子欲樓右近馬場天
暦元授三立祠于北野正暦四年五月遣勅使於
宰府安樂寺詔贈大政大臣正一位云々　追考
○亀の鳴くなるよ故事を終泉為家卿○○○○○
川添みちのをくなるよ何そそくけい亀の